

## SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム

### 契約管理委員会設置要綱

#### (設置目的)

第1条 SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、東京都と締結した SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム（以下、「本プログラム」という。）に関する基本協定第23条に基づき、本プログラムにおける契約の公正性及び透明性を確保することを目的として、契約管理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、実行委員会が締結する売買、貸借、請負その他の契約のうち、次に掲げるものに関して審査を行う。

- (1) 予定価格が2,000万円以上の競争入札契約
- (2) 予定価格が100万円以上の特命随意契約
- (3) 総合評価方式の契約
- (4) プロポーザル方式の契約
- (5) その他委員会が必要と判断するもの

2 前項の審査においては、入札参加者並びに契約相手に関する適格性の確認、契約方式、入札条件、仕様内容、予定価格、契約価格等に関する妥当性の確認、企画提案内容の審査等を実施する。

3 第1項第1号ないし第4号に規定する契約の審査は、別表1において「○」と記された時期・手続において行うものとし、第1項第5号に規定する契約については委員会が審査の要否を決定する。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下、総称して「委員等」という。）をもって構成する。

2 委員長は、東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長及び委員は、別表2に掲げる者をもって充てる。

4 副委員長及び委員の任命並びに解任は、委員長が決定するものとする。ただし、実行委員会委員と特別な利害関係（配偶者及び二親等内の親族、実行委員会委員が経営

に關与する法人との間に多額の金銭の授受を伴う取引又は契約が存在する關係等、契約の審査の公平性又は公正性に疑義を生ぜしめる關係をいう。)にある者は委員となることができない。

- 5 各委員は、別表3において「○」と記された時期・手続において契約を審査するものとする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 委員会の定数は別表4の通りとする。
- 3 委員会は定数の半数以上の委員等の出席がなければ開くことができない。ただし、他の委員等の承認がある場合は、代理出席を認めるものとする。また、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会を開催できない場合には、書面による持ち回りの方法により決定することができる。
- 4 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員（代理出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合には委員長の決するところによる。

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は、SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）が処理する。

(謝金の支払)

第7条 事務局は、委員に対し謝金を支払うことができる。

(その他)

第8条 本要綱に定めのない事項については、別途委員長が定める。

別表 1

項 目	契約手続 実施前	企画提案内容 審査時	契約締結前
(1) 予定価格が 2,000 万円以上の競争入札契約	○	—	○
(2) 予定価格が 100 万円以上の特命随意契約	○	—	○
(3) 総合評価方式の契約	○	○	○
(4) プロポーザル方式の契約	○	○	○
(5) その他委員会が必要と判断するもの	契約の内容等に応じて判断		

別表 2

役職	所 属
副委員長	東京都 スタートアップ・国際金融都市戦略室 国際金融都市担当部長
委員	外部有識者（弁護士）
委員	外部有識者（公認会計士）
委員	外部有識者（大学教授）
委員	外部有識者（国家公務員）
委員	外部有識者（スタートアップ経営者）

別表 3

委 員	契約手続 実施前	企画提案内容 審査時	契約締結前
外部有識者（弁護士）	○	—	○
外部有識者（公認会計士）	○	—	○
外部有識者（大学教授）	○	○	○
外部有識者（国家公務員）	○	○	○
外部有識者 （スタートアップ経営者）	○	○	○

別表 4

項 目	契約手続 実施前	企画提案内容 審査時	契約締結前
(1) 予定価格が 2,000 万円以上の競争入札契約	7 名	—	7 名
(2) 予定価格が 100 万円以上の特命随意契約	7 名	—	7 名
(3) 総合評価方式の契約	7 名	5 名	7 名
(4) プロポーザル方式の契約	7 名	5 名	7 名
(5) その他委員会が必要と判断するもの	契約の内容等に応じて判断		